

地方交付税改革に対する意見

平成18年5月

広島県

1 地方交付税は、地方固有の財源であり、国の財政再建を地方交付税の削減によって行うべきではない

地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

本来、地方公共団体の税収入とすべきであるが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しているものである。

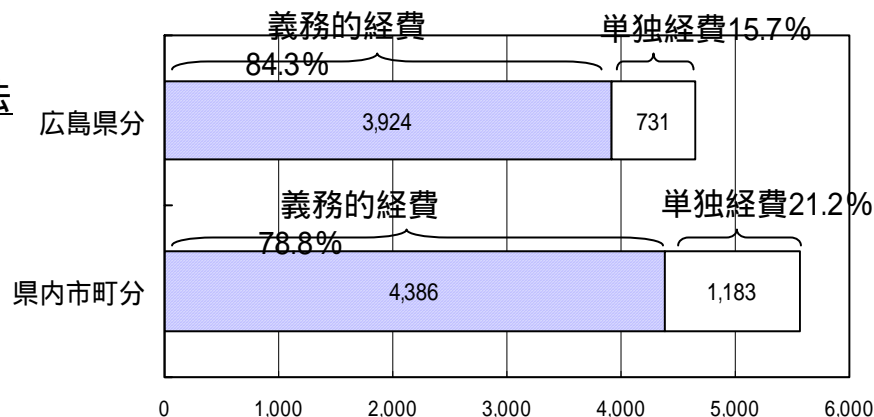
地方の歳出は、国が法令等によりその実施を義務付けたり(保健所、ごみ処理など)、配置基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、あるいは、国庫補助負担金に合わせて支出するものなどが大半であり、国と地方を通じた財政再建に当たって、まずは、国が法令等により実施を義務付けている事務の見直しを行う必要がある。

この見直しをせずに、地方交付税のみを大幅に削減するために法定税率を引き下げるとの議論は、全くの不合理であり、許しがたい暴挙である。

今後、法定税率の引下げなどによって、さらなる歳出削減が行われるのであれば、地方自治体は、学校教育、社会福祉、社会資本の整備・維持、消防・警察等、住民生活に直接かかわる行政サービスの提供ができなくなる可能性があり、法定受託事務をはじめ、国が法令により地方自治体に義務付けている事務を、国に返上せざるを得ない事態に陥る危険性すらある。

地方交付税の総額は以下の合算額
 (地方交付税法第6条、同法附則大3条の2)
 所得税の3.2%
 消費税の29.5%
 酒税の3.2%、
 たばこ税の2.5%
 法人税の35.8%(定率減税期間中の暫定)

〈平成17年度基準財政需要額の内訳〉



2 国は財政再建のために、すでに三位一体改革(第1期改革)において地方財源の大幅な削減を行っており、これ以上の削減は断固拒否する

平成16年度から18年度に行われた三位一体改革(第1期改革)においては、3年間で、5兆1千億円もの地方交付税と4兆7千億円の国庫補助負担金が削減されながら、国から地方への税源移譲は3兆円規模に止まった。

その上、3兆円の税源移譲も、地方交付税の原資となっている所得税で行われた結果、地方交付税の法定税率分約1兆円が、自動的に減少するが、これに対する手当として、平成19年度からの3年間で経過的な加算措置が講じられるが、全く不十分である。

地方交付税原資の減少は、税源移譲等により地方の自主性・自立性を高めるとした三位一体改革の趣旨に反することから、法定税率の引上げによって補填すべきである。

税源移譲前と同額の交付税原資を確保するために、地方交付税の法定税率の引上げが必要

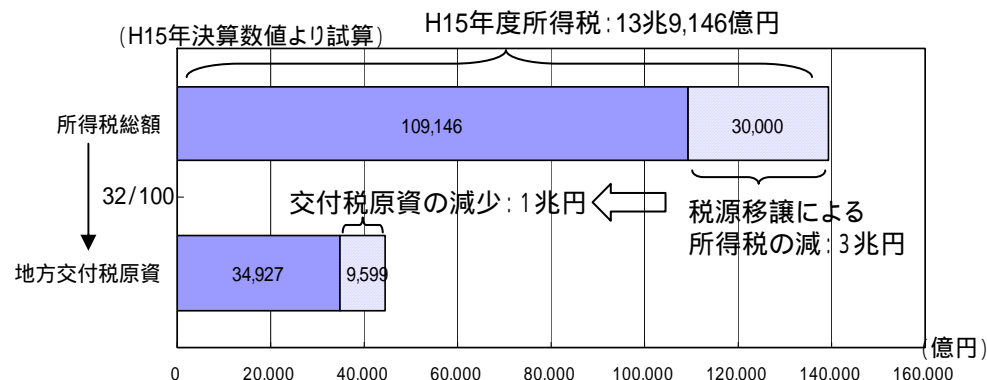
(例) 32% 41%

移譲前: $139,146 \times 0.32 = 44,527$

移譲後: $109,146 \times 0.41 = 44,750$ ほぼ同額が確保できる。

(H16~18年度の三位一体改革による大幅な地方財源の削減)

国庫補助負担金改革	4.7兆円	税源移譲	3兆円	} 合計約6兆円もの 交付税を削減
地方交付税改革	5.1兆円			
税源移譲に伴う交付税原資の減少	1兆円			



(交付税原資の減少に対する経過的な加算措置)

平成19年度 2,600億円

平成20年度 2,000億円

平成21年度 1,400億円

また、過去の景気対策、減税や市町村合併等により発行した地方債の元利償還金など、国が交付税措置することを約束しているにもかかわらず、交付税総額を減額することは、約束違反に他ならず、確実に措置しなければならない。

3 財政再建は、国と地方を通じた行政改革・地方分権改革によって行うべきである

三位一体改革の第1期改革は、各省庁が権限を手放さず、国庫補助負担金の負担率の引下げが行われるなど、地方の裁量権の拡大につながらない、分権改革の理念とは程遠い内容であった。

本来、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の役割分担に見合う税財源の移譲、国の過剰な関与の撤廃、国庫補助負担金の削減、地方支分部局の再編・統合により、国と地方の二重行政を排除して、地方分権改革を推進することこそ、国・地方を通じた歳出削減につながる早道である。

これまで、地方は自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

広島県においても、過去実績、将来目標ともに、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に定められた削減目標（4.6%以上）を上回る職員の削減を行うとともに、給与の抑制や、指定管理者制度の活用、現業業務の抜本的見直しによる民間委託の推進などによる行財政改革を進めている。

しかし、こういった地方の努力による歳出削減には限界があり、これ以上の行財政改革は、根本的な国と地方の役割分担の見直しによってしかなし得ない。

したがって、今後の歳入・歳出一体改革にあたっては、地方交付税の削減といった地方への一方的な負担転嫁による財政再建を行うのではなく、真の地方分権につながる改革を行い、国と地方の役割分担そのものを見直すことによって、根本的な財政再建を目指すべきである。

（広島県の行政改革の事例）

広島県の職員削減状況

H11～16実績 削減率 6.3% (削減人員 2,289人)

(全国自治体平均 4.6%)

(国家公務員の削減実績 3.1%)

H17～22目標 削減率 6.9% (削減人員 2,300人)

(H17～22国指針 4.6%)

(H18～22年度 国家公務員削減目標 5%)

広島県の給与見直し状況

ラスパイレス指数

H10 104.0(全国8位) H16 97.4(全国42位)

給与抑制措置

H11～15 昇給期間12月延伸

(財政効果 約50億円/年)

H16～18 給与減額措置(7%, 5%, 3%)

(財政効果 約65億円/年)

4 地方交付税の制度改革に当たっては、地域に必要な行政需要に的確に対応できる仕組みを構築すべきである

配分方法(算定)の見直し

地方交付税の配分方法(算定)について、人口と面積などの簡単な基準にするとの案が示されている。しかし、それは、国が法令等によりその実施を義務付けたり、配置基準を設定しているものが地方歳出の大部分を占めていることや、地域間で自然的・社会的条件にも差異があることなどを無視した乱暴な議論である。

したがって、地方交付税の配分方法の見直しに当たっては、人口と面積だけといった極端な基準では不十分であり、地方公共団体の財政需要の実情(7割以上(本県の場合約8割)が国関連事業であることや地理的条件その他の社会経済条件等の違い)を十分勘案し、行政需要を適切に把握することができる仕組みを構築する必要がある。

不交付団体比率の増加

経済財政諮問会議において、民間議員は、地方の不交付団体比率50%の実現を目指す改革案を示しているが、不交付団体を増やすためには、地方交付税の削減ではなく、国による義務付けの見直しや大幅な税源移譲による地方税の充実が前提である。

地方交付税改革に関する議論の比較(平成18年第11回経済財政諮問会議(H18.5.10))

区 分	民間議員	竹中総務大臣
地方交付税の配分方法(算定の見直し)	人口と面積など簡明な基準に、期限を設けて切り替え 過度の財源保障を見直し交付税総額を抑制 地方債の完全自由化にあわせ、元利償還金の需要額 算入を原則廃止	新型交付税制度の導入(19年度予算から) ・人口、面積を基本に配分(一人当たりの歳入保障) ・国の基準付けのない部分から始め、順次拡大。 3年間で5兆円程度規模を目指す
不交付団体比率	不交付団体比率50%の実現を目指す 相対的に財政力の高い府県・政令市から、基準財政需要額の見直し等による地方交付税依存からの脱却	3年程度で人口20万人以上の自治体の半分を不交付団体とし、国と地方の税収比1:1を実現 10年後までには、一定規模以上の自治体の半分を不交付団体とし、国と地方の税収比概ね4:6を実現
地方交付税総額	2011年度においても06年度の水準(14.6兆円)以下に抑制すべき	交付税削減のためには、歳出項目毎の見直しに加え、税源移譲の規模と税源の明確化が必要
国・地方の財政再建	地方のPBは黒字(06年度)であり、補助金削減、法定率見直しを含めた交付税削減、税源配分見直しによるバランスのとれた財政再建を実現	分権改革の結果としての地方のPB改善。目標明確化のために税源移譲、国庫補助負担金改革、交付税改革の同時決着が必要